給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第２号

神戸市兵庫区下沢通８丁目４番８―903号（従前の住所）神戸市兵庫区松本通８丁目４番６号

再生債務者　本田　昌之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年６月30日まで

平成29年６月９日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００５７号

東京都国分寺市東恋ケ窪３―20―９―404

再生債務者　日原　健善

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月８日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１００６１号

東京都世田谷区代沢５―24―13―104（申立時の住所）東京都世田谷区玉川２―18―４―301

再生債務者　鈴木利恵子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月８日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１号

鳥取県鳥取市立川町５丁目135番地　クレセールＡ―104号、旧住所鳥取県鳥取市湯所町２丁目131番地

再生債務者　桃実　正輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月８日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第２号

横浜市戸塚区上矢部町1597番地２

再生債務者　朝生　茂彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月９日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第３号

相模原市緑区大島11番地285

再生債務者　榎本　和之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月８日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（再ロ）第３号

大阪府岸和田市小松里町2007番地オデオンⅡ407号

再生債務者　植山　智史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月９日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１号

秋田県大館市岩瀬字田茂の木15番地４

再生債務者　松田　月光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月12日　秋田地方裁判所大館支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２８年（再ロ）第１０号

名古屋市緑区鳴海町字諏訪山116番地　グローリアス鳴海諏訪山303号

再生債務者　山口　康彦

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成29年６月９日

名古屋地方裁判所民事第２部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年６月20日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

齋藤　功生、埼玉県、埼玉県教育委員会

(1)　小学校教諭一種免許状

(2)　中学校教諭一種免許状（社会）

2　失効年月日　平成29年６月８日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.daiwa-cl.co.jp

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年六月二十日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

（甲）大和地所コミュニティライフ株式会社

代表取締役　峯　裕也

横浜市中区山下町七四番地一

（乙）有限会社大和コーポレーション

代表取締役　押川　貴哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　一八四頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　一八四頁（号外第一四六号）

平成二十九年六月二十日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

（甲）国際自動車株式会社

代表取締役　渋谷　勉

東京都港区赤坂二丁目八番六号

（乙）ＡＮＺＥＮ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　渡邉　啓幸

合併公告

左記会社は合併して甲はの権利義務全部を承継して存続しは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.lifesupport-pm.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月八日

掲載頁　六十頁（号外第一一二号）

平成二十九年六月二十日

名古屋市熱田区波寄町一九番六号

（甲）株式会社ライフサポート

代表取締役　神保　満義

名古屋市北区志賀南通一丁目二二番地

（乙）株式会社Ｌ＆Ｓサービス

代表取締役　菅原　卓也

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社パラッツォ東日本（乙、住所東京都新宿区西新宿六丁目八番一号）の遊技場（所在千葉県匝瑳市八日市場ハの九一三番地二　屋号パラッツォ千葉八日市場店）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年九月二十七日

掲載頁　七十八頁（号外第二一二号）

（乙）http://www.palazzo.co.jp/east-japanbs.htm

平成二十九年六月二十日

群馬県高崎市島野町一一二番地一

ＮＥＸＵＳ株式会社

代表取締役　星野　敏